



# 鳥取県公報

令和4年5月2日（月）  
第9395号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県指定天然記念物の指定（249）（文化財課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定天然記念物の管理団体の指定（250）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（251）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出（252）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	使用料の収納事務の委託（253）（水産振興課）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（254）（農業試験場）・・・・・・・・・・ 3
	物品売払代金の徴収事務の委託（255）（園芸試験場）・・・・・・・・・・ 3
	基本測量の実施（256）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 4
	基本測量の終了（2件）（257・258）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	公共測量の終了（259）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	指定障害児通所支援事業者の指定（260）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 5
	土地改良区の役員の就退任（261）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 5
	指定納付受託者の指定（262）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 6
	手数料の収納事務の委託（263）（〃）・・・・・・・・・・ 6
	県税の収納事務の委託（264）（〃）・・・・・・・・・・ 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 7

# 告 示

## 鳥取県告示第249号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

天然記念物の部

名称	所在地又は地域
湯梨浜町のトウテイラン群落	東伯郡湯梨浜町大字上橋津、大字宇谷及び大字小浜のうち実測10,904平方メートル

## 鳥取県告示第250号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第31条の2第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の管理団体の指定をするので、同条第3項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理団体の名称	管理団体の所在地	管理を行う鳥取県指定天然記念物
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字久留19-1	湯梨浜町のトウテイラン群落

## 鳥取県告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項及び第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所、介護予防事業所及び介護予防・日常生活支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ちいきけあ山陰	米子市米原六丁目6-6	ホームベースドケア訪問看護ステーション	米子市米原六丁目6-6	訪問看護	令和4年4月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ちいきけあ山陰	米子市米原六丁目6-6	ホームベースドケア訪問看護ステーション	米子市米原六丁目6-6	介護予防訪問看護	令和4年4月1日

### 3 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
-----	------------	-------------	--------------	---------	-------

社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 介護予防デイサービスセンターほくえい	東伯郡北栄町瀬戸29-9	第1号通所事業による支援に相当する支援	令和4年4月1日
------------------	--------------	--	--------------	---------------------	----------

**鳥取県告示第252号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人真誠会	米子市大崎 1511-1	ケアプランセンター東山ローズガーデン	米子市富士見町6-6	令和4年3月31日

**鳥取県告示第253号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、令和4年度鳥取県営境港水産物地方卸売市場施設使用料（シャワーの利用に係るものに限る。）の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
株式会社浜田興業
- 2 委託期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**鳥取県告示第254号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県農業試験場長 坂 東 悟

- 1 委託の相手  
鳥取いなば農業協同組合
- 2 委託期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**鳥取県告示第255号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県園芸試験場長 八 田 辰 也

## 1 委託の相手

地方卸売市場倉吉青果株式会社  
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社  
地方卸売市場東叡青果株式会社境港青果市場  
鳥取いなば農業協同組合  
鳥取中央農業協同組合  
鳥取西部農業協同組合

## 2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 鳥取県告示第256号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（湖沼調査）
- 2 作業期間 令和4年5月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 中海（米子市及び境港市）

## 鳥取県告示第257号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和4年3月31日

## 鳥取県告示第258号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 令和4年3月31日

## 鳥取県告示第259号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取砂丘未来会議会長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（レベル1000空中写真撮影、写真地図作成）

2 作業地域 鳥取市福部町湯山及び浜坂

3 終了年月日 令和4年3月31日

鳥取県告示第260号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
有限会社トシ・コーポレーション	米子市和田町3226	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-米子	米子市両三柳2900-21	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和4年4月20日

鳥取県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 田 辺 雄 一 米子市古豊千606
- 〃 小 山 貞 彦 米子市浦津245
- 〃 斉 下 博 三 西伯郡日吉津村大字日吉津729
- 〃 能登路 幸 輝 米子市蚊屋125
- 〃 加 川 賢 明 西伯郡伯耆町遠藤102
- 〃 大 谷 正 明 米子市河岡678
- 〃 仲 本 悟 米子市熊党184
- 〃 田 後 直 行 米子市古豊千841-1
- 〃 内 藤 英 二 米子市東八幡254-1
- 〃 川 口 剛 敏 西伯郡日吉津村大字日吉津947-1
- 〃 柳 谷 一 夫 米子市下新印432
- 〃 中 本 不二雄 米子市尾高1427
- 〃 長 川 寛 米子市淀江町佐陀160
- 〃 山 田 洋 西伯郡伯耆町吉長312
- 〃 奥 本 和 男 米子市上新印341
- 〃 長 門 衛 米子市赤井手238-4
- 〃 福 田 忠 雄 米子市二本木457
- 〃 大 谷 節 西伯郡日吉津村大字日吉津404
- 監事 上 野 秀 雄 西伯郡日吉津村大字日吉津1219
- 〃 塚 本 高 久 米子市蚊屋16-1
- 〃 山 崎 芳 敬 米子市一部293

令和4年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	田 辺 雄 一	米子市古豊千606
〃	加 川 賢 明	西伯郡伯耆町遠藤102
〃	斉 下 博 三	西伯郡日吉津村大字日吉津729
〃	能登路 幸 輝	米子市蚊屋125
〃	長 谷 昭 宏	西伯郡日吉津村大字日吉津905
〃	内 藤 英 二	米子市東八幡254-1
〃	柳 谷 一 夫	米子市下新印432
〃	松 良 悦 正	米子市河岡733
〃	塚 田 国 博	米子市一部391
〃	長 川 寛	米子市淀江町佐陀160
〃	大 森 健 司	米子市蚊屋50
〃	田 中 宏 明	米子市尾高1511
〃	奥 本 和 男	米子市上新印341
〃	土 井 正 史	米子市赤井手203
〃	中 口 克 敏	西伯郡日吉津村大字富吉1026
〃	松 本 康 男	米子市二本木334
〃	山 田 浩 二	西伯郡伯耆町吉長297
〃	森 昌 宏	米子市吉岡29
監事	上 野 秀 雄	西伯郡日吉津村大字日吉津1219
〃	木 下 博 雄	米子市高島258
〃	小 笹 弘 美	米子市下新印146-3

令和4年4月5日就任 任期4年

---

#### 鳥取県告示第262号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社エフレジ 大阪府大阪市北区大深町4-20
- 2 指定年月日  
令和4年4月12日
- 3 納付事務を行う歳入等  
インターネットを利用して納税する自動車税（種別割）本税

---

#### 鳥取県告示第263号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
株式会社戸信  
倉吉食品衛生協会  
米子食品衛生協会
- 2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 鳥取県告示第264号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、県税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社戸信  
倉吉食品衛生協会  
米子食品衛生協会

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | ICカード運転免許証等作成用消耗品の購入 一式   |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和4年3月22日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社DNPアイディーシステム<br>東京都新宿区新宿四丁目3-17   |
| 5 契約金額             | ICカード運転免許証カード基体一般用 1箱当たり468,900円<br>ICカード運転免許証カード基体優良用 1箱当たり468,900円<br>ICカード運転免許証カード基体新規用 1箱当たり468,900円<br>運転経歴証明書用カード基体 1箱当たり150,600円<br>高速型用インクリボン 1箱当たり140,000円 |
| 6 随意契約による理由        | 本随意契約で調達する物品は、契約の相手方から既に調達をした物品に接続して使用するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、既に調達をした物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）   |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課<br>鳥取市東町一丁目271  |